

# 検定協会だより

8

令和5年8月  
第512号





## 目次

### 巻頭のことば

#### 1 安全安心の決意 新たに

札幌市消防局長 村井 広樹

### 消防庁情報

#### 4 ベトナムとの消防分野における協力覚書に基づく最近の主な取組

消防庁予防課 国際規格対策官（併）課長補佐 濱田 賢太郎

#### 9 「石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令」及び「石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令」の公布について

消防庁特殊災害室 コンビナート保安・審査係長 高橋 芳和

### 業界情報

#### 15 ベトナム社会主義共和国に設立されたベトナム消防救助協会

一般社団法人全国消防機器協会（消防機器海外展開支援センター）  
常務理事・事務局長 鈴木 和男

### 消防機関火災事例

#### 22 令和4年中の規制対象物における火災発生状況（その1）

大阪市消防局 予防部

### 協会情報

#### 34 日本消防検定協会令和4年度事業の結果について

総務部 監理課

#### 38 受託評価業務手数料の額についての一部を改正する規程について

企画研究部 業務課

#### 40 「東京国際消防防災展2023」への展示ブース出展を終えて

企画研究部 情報管理課

### おしらせ

#### 42 第71回全国消防技術者会議の開催について（ご案内）

消防研究センター

#### 43 有効期限を経過した受託評価品目

#### 44 協会通信・業界の動き・消防庁の動き

#### 48 検定・性能評価・受託評価数量（令和5年7月）

#### 46 新たに取得された型式一覧

## 安全安心の決意 新たに

札幌市消防局長  
村井 広樹



令和4年、札幌消防は、明治5年に開拓使判官・岩村通俊による御用火事の延焼防止のための中川組が結成された創始から150周年を迎えたところです。また、令和4年は、札幌市制100周年という節目の年でもありました。

札幌消防の創始期である明治5年の当時は、世帯数は約550世帯、人口は約900人ほどでしたが、現在では、約99万世帯、人口約197万人と大都市として発展を遂げました。札幌市は、夏季はさわやかで冬季は積雪寒冷であり、鮮明な四季の移り変わりがみられる魅力的な街として、市民の愛着度も高く、全国的にも「住みたい街」として認知されています。

こうした街の発展とともに、火災をはじめとした災害も増加し、それに対応するため、先人達による様々な議論や地道な努力の中で、今の札幌消防が創り上げられ、幾多の困難な災害にも果敢に立ち向かってまいりました。次の50年、100年も市民から親しまれ、信頼され続ける札幌消防を目指し、引き続き歩みを進めてまいります。



昭和2年に新築した消防本部庁舎

### ○ 新幹線延伸に伴う再開発

#### (1) 北海道新幹線の札幌延伸

北海道新幹線は2030年度にJR札幌駅までの延伸が予定されていますが、積雪寒冷地域であるため小樽市から札幌駅付近までの大部分がトンネル（総延長約26.2k

m) であり、札幌市街地においても約9.3kmの地下トンネルが計画されています。JRTT 鉄道・運輸機構、JR北海道、外部有識者及び札幌市消防局による「札幌市街地における新幹線トンネルの非常時対応の在り方に関する小委員会」を設置し、約30mの立坑を消防活動拠点とした消防隊進入路及び避難通路の確保、消防活動上必要な消防用設備等（無線通信補助設備、連結送水管、非常コンセント設備等）を計画し、市街地トンネル内における安全対策に万全を期しているところです。

## (2) 大規模な再開発事業

新幹線延伸に合わせて、JR札幌駅周辺では高さが200mを超える大規模建築物の再開発事業について都市計画が決定されるなど、再開発計画の青写真が次々に描かれてきています。更には1972年の札幌オリンピック前後に建設された市内中心部の多くのビルの建替え計画も同時に進行しているところであり、近代的な街並みへと変化していく過程を肌で感じているところです。

これらの再開発事業に対して、設計当初から安全対策としての消防用設備等の付加指導、建築物同士の接続部の延焼防止対策及び防火管理体制の構築を働きかけ、安全・安心な街づくりに尽力してまいります。

## ○ 住宅及び高齢者の防火対策について

### (1) 「暮らしの火の用心協力隊」プロジェクト

平成28年度から、「CSR（企業の社会的責任）」に焦点を当て、企業・団体と協働して火災予防広報の強化につなげる「暮らしの火の用心協力隊」プロジェクトを立ち上げています。

社会貢献活動として防火広報に協力する企業及び団体（令和5年4月1日現在、27企業4団体）が加入しており、それらの企業・団体との連携により、広報誌への掲載やケーブルテレビの放映など、様々な媒体を活用した戦略的広報に取り組んでいます。



暮らしの火の用心協力隊

### (2) 自動消火装置設置費助成事業

高齢者世帯における火災の発生率及び住宅火災による高齢者の死者の割合が年々増加している社会情勢に加え、平成30年1月、札幌市東区に所在する下宿「そしあるハイム」で11名が亡くなる痛ましい火災が発生したことを踏まえ、平成30年11月から高齢者世帯（市内に居住する65歳以上の高齢者のみの世帯）に対する自動消火装置設置費助成事業を開始したところです。

この事業は、自動消火装置の設備費及び設置費の最大28,700円（原則9割）を助成するものであり、平成30年から令和5年3月末までで、710世帯に対して助成を行っています。

### (3) 高齢者に対する防火対策

平成27年より高齢者福祉関係機関等の協力を得て、ひとり暮らし高齢者巡回相談を通じた、「火の用心」の声掛けと防火ちらし配布を実施するとともに、平成30年には火災予防の情報や声掛けのポイントなどが掲載された、携帯冊子「防火アドバイザーブック」を高齢者と接する機会が多い団体等に約10,000冊配布し、日常的な「火の用心」の声掛けを依頼しています。

今後とも様々な機会を捉え、防火・防災に関する情報の提供を行うとともに、札幌市公式ホームページやインスタグラムなどのSNSを活用した啓発についても進めてまいります。

## ○ 結びに

令和5年8月25日（金）に第51回全国消防救助技術大会が札幌市消防学校及び札幌市平岸プールにおいて開催されます。札幌での全国大会開催は、平成18年以來の17年ぶりとなり、日本全国から選び抜かれた消防救助隊員が日々磨き上げた救助技術を競い合います。また、当日は来場者イベントも開催しておりますので、札幌へお越しになる機会がありましたら、ぜひ、ご来場をお待ちしております。

結びにあたりまして、貴協会の益々のご発展と全国の消防関係者の皆様のご健勝、ご活躍を心からご祈念申し上げます、巻頭の言葉とさせていただきます。



## ベトナムとの消防分野における 協力覚書に基づく最近の主な取組

消防庁予防課 国際規格対策官(併)課長補佐  
濱田 賢太郎

### ●はじめに

インフラシステムの海外展開に関しては、「インフラシステム海外展開戦略2025」に政府の方針が定められ、この戦略は「経済財政運営と改革の基本方針2023」(いわゆる「骨太の方針」)にも引用されている。

総務省では「総務省海外展開行動計画2025」において、2025年に向けて取組を強化すべき重点分野の1つに消防・防災分野を位置づけ、消防庁において、特に日本の消防技術の研修への参加経験者が多く、日本の消防への理解が高い東南アジア地域を対象に、日本の規格・認証制度や消防用機器等の優位性を積極的に発信することにより、消防用機器等の海外展開の推進しているところである。

消防用機器等を海外に普及させるためには、日本製品の品質・信頼性の高さだけでなく、日本の規格と認証制度を一体で導入することにより火災被害の大幅な低減が可能となること等を理解してもらうことが必要である。諸外国において、日本の規格と認証制度が一体で導入されることにより、日本の消防用機器等のメーカーにとっては、日本市場向けの消防用機器等をそのまま輸出することが可能となるため、日本の消防用機器等の競争力強化にも繋がるものと考えられる。このため消防庁においては、日本の規格と認証制度等について、外国政府等に対する理解促進に努めているところである。

こうした取組のうち、特に、日本の消防用機器等に関する規格・認証制度に高い関心を示しているベトナムとは、2018年(平成30年)10月に総務省政務官とベトナム公安省副大臣の間において「日本国総務省とベトナム社会主義共和国公安省との消防分野における協力覚書」(以下「覚書」という。)を締結し、この覚書に基づき、様々な取組を進めているところである。本稿では、ベトナムに関する消防庁における最近の主な取組について紹介する。

「ベトナム社会主義共和国公安省と日本国総務省との消防分野における協力覚書」に  
おける協力の範囲

○火災予防政策並びに法令、規格及び認証制度

- ・火災予防行政における規制及び効果に関する情報の交換
- ・規格及び認証制度並びに消防機器及び設備の検査並びに認証のための規制の開発に  
おける協力

○人材育成及び能力形成

- ・火災予防行政並びに規格、標準及び認証制度の開発に関わる研修プログラムの実施
- ・消防機器及び設備の試験及び検査に関連する施設その他の事項の研究

○協働の進展に向けた協力

- ・双方の協力関係の進捗を評価するための定期的な会議の開催
- ・消防に応用される科学技術研究成果を交換して新しい消防技術及び製品を紹介する  
ためのセミナーの開催

●2019年8月・2022年8月「ベトナム消防・防災展」への参加

「ベトナム消防・防災展」は毎年ベトナム公安省が主催し、ベトナム全土の消防関係  
職員・機関等が集まる消防用機器等の展示会である。この展示会には日本の消防機器等  
のメーカーも出展しており、覚書の締結後は消防庁も参加し、日本の火災予防制度等に  
関する講演を行っているところ。



消防防災展の様子（2022、ホーチミン市）

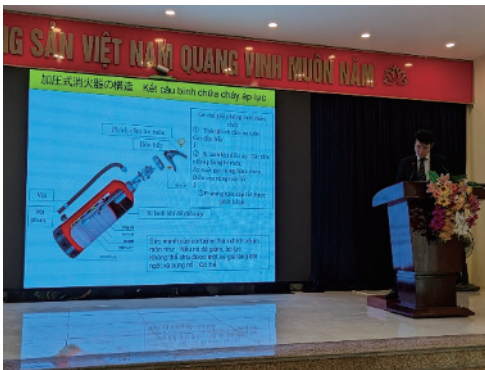


消防防災展における講演の様子（同左）

## ●2023年2月「火災予防技術基礎研修」の実施

消防庁では日本消防検定協会・(一社)全国消防機器協会の協力のもと、本年2月に日本の火災予防制度や規格・基準などの技術的な知見を体系的に習得し、ベトナムに流通する消防用機器等の品質確保等を目的とした「火災予防技術基礎研修」を実施した。本研修は、5日間にわたりベトナム ハノイで行われ、ベトナム公安省消防救難救助局等の職員40名が参加した。

参加した幹部からは、同様の研修を今後も継続的に実施してほしい等の発言もあり、好評であった。また、ベトナムで開催することで、研修の前後において、消防救難救助警察局長の幹部、ベトナム消防大学の幹部の他、関係団体の幹部などとも意見交換を行うことができ、関係者との人脈を構築するよい機会になった。



「火災予防技術基礎研修」講演の様子  
(2023、ハノイ市)

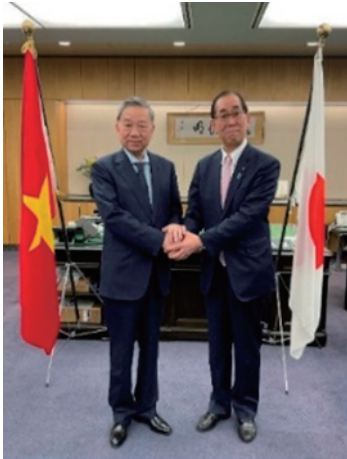


ベトナム公安省消防救難警察局長幹部・ベトナム消防救急協会幹部との意見交換の様子(同左)

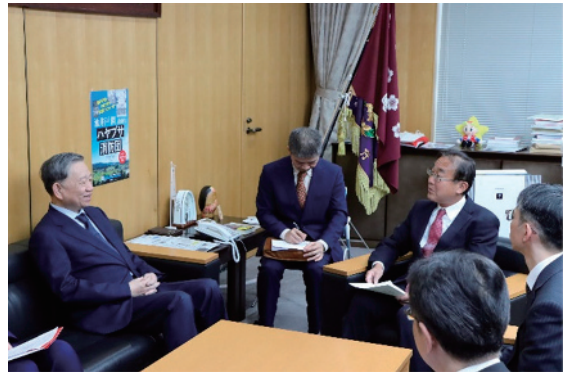
## ●2023年4月トー・ラム ベトナム公安大臣による総務省及び消防庁への表敬訪問

来日中のベトナム公安省トー・ラム大臣による総務省及び消防庁への表敬訪問が行われた。訪問において、松本総務大臣から、訪問について感謝の意を伝えるとともに、ベトナム公安省と総務省消防庁との間での消防分野等に関する今後の協力関係について意見交換を行った。また、松本総務大臣との会談後、前田消防庁長官とも同様の意見交換を行った。





トー・ラム公安大臣と松本総務大臣



前田消防庁長官との意見交換の様子

## ●2023年6月ベトナム公安省 消防救難・救助警察局ゴック副局長の来日

「東京国際消防防災展」の開催に合わせて来日していた消防救難・救助警察局ゴック副局長と意見交換を実施。日本消防検定協会、(一社)全国消防機器協会とともに、実務的な意見交換を行った。



挨拶をするゴック副局長



ミーティングの様子

## ●おわりに

まず、ベトナムとの消防分野における協力覚書に基づく取り組みに協力いただいている日本消防検定協会・(一社)全国消防機器協会をはじめ、関係各団体、関係者の方々に感謝申し上げます。

ベトナム公安省によると、現在ベトナムでは、政府の意向により消防機器等に関する制度の大幅な見直し(消防機器等の規格・基準の見直し、品質確保を目的とした認証制

検定協会だより 令和5年8月

---

---

度の充実等)に着手しているところであり、消防庁としては日本の消防機器等に関する情報提供や、今年2月の研修を踏まえた、より専門的な内容の研修(認証制度研修・検定業務実務研修等)の実施など、日本の火災予防制度・消防用機器等に関する理解促進を図ってまいりたい。

消防庁では、引き続き個別の国の消防・防災関係者に対し、日本の消防用機器等の品質、規格・認証制度を紹介し、日本規格の浸透に向けた取り組みを続けていくところである。

# 「石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令」及び「石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令」の公布について

総務省消防庁特殊災害室  
コンビナート保安・審査係長

高橋 芳和

## 第1 はじめに

石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和51年政令第129号）の一部を改正する政令（令和5年政令第194号。以下「改正政令」という。）及び石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和51年自治省令第17号）の一部を改正する省令（令和5年総務省令第47号。以下「改正省令」という。）が令和5年5月31日に公布・施行されたので、本稿においてその概要を紹介したい。

なお、公布通知、運用通知の全文については、消防庁の通知・通達のページから確認いただきたい。

<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/2023/>

## 第2 改正の概要

今回の改正は、1台で大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車の性能を有する消防ポンプ自動車（大型化学消防車で、高所から放水することができる性能を有し、かつ、総務省令で定める容量以上の泡消火薬剤タンクを備え付けるものとして総務省令で定めるもの。以下「消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車」という。）について、特定事業所の自衛防災組織等に備え付ける場合には、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車1台につき大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車等をそれぞれ1台備え付けているものとみなすこととするほか、泡消火薬剤を加圧せずに自動的に一定の

比率で水と混合する装置が開発されたことに伴い、自動比例泡混合装置（泡消火薬剤を自動的に一定の比率で水と混合する装置）について所要の規定の整備を行うことを主な内容とするもので、改正の詳細については以下のとおりである。

### 3点セット



大型化学消防車



大型高所放水車

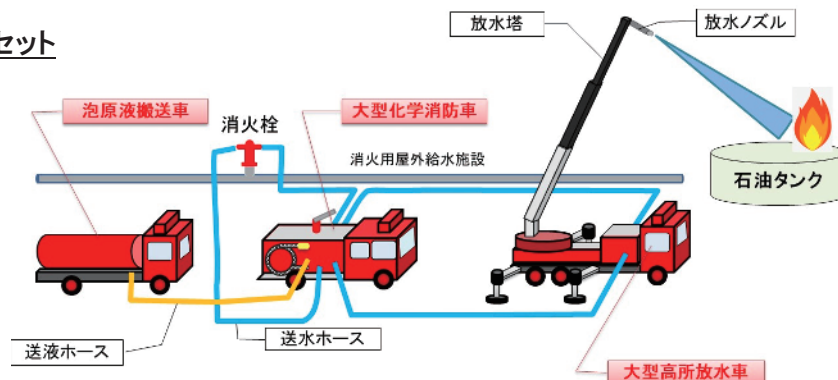


泡原液搬送車

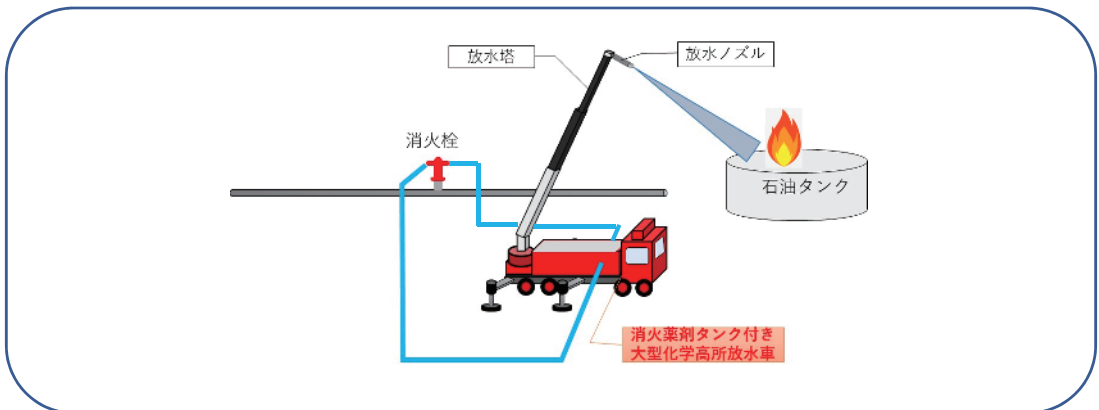


消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車

### 3点セット



大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車（通称「3点セット」）による運用例



消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による運用例

## 1 改正政令について

### (1) 自衛防災組織に関する事項

#### ア 大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車等の代替規定

消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を備え付けているときは、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車1台につき大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車等をそれぞれ1台備え付けているものとみなすものとしたこと（改正政令による改正後の石油コンビナート等災害防止法施行令（以下「新令」という。）第16条第3項関係）。

#### イ 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の防災要員の配置

特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織に消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を備え付けている場合には、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車1台につき5人の防災要員を置くものとしたこと（新令第7条第1項関係）。

#### ウ 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の指揮者及び泡消火薬剤の算定対象への追加

消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車について、指揮者及び泡消火薬剤の算定対象に含めることとしたこと（新令第7条第2項及び第14条関係）。

#### エ 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に係る可搬式泡放水砲等の配備

特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織に消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を備え付けている場合には、大型化学消防車等と同様に、可搬式泡放水砲等を備え付けなければならないものとしたこと（新令第15条関係）。

---

---

## (2) 共同防災組織に関する事項

共同防災組織においても、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を導入できることとしたこと（新令第20条及び第21条関係）。

## 2 改正省令について

### (1) 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に関する事項

#### ア 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の性能に関する規定の追加

新令第16条第3項の消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の基準について、大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車と同等の性能（放水量、泡消火薬剤タンク容量、放水高さ等）を有することとしたこと（改正省令による改正後の特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（以下「新省令」という。）第20条の2関係）。

#### イ 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に関する可搬式泡放水砲等の規定の整備

新令第15条の省令で定める可搬式泡放水砲等の数は、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車1台につき、一定量以上の泡水溶液を放水できる可搬式泡放水砲1基、耐熱服1着及び空気呼吸器又は酸素呼吸器1個としたこと（新省令第21条関係）。

#### ウ 消火用屋外給水施設の設置対象への追加

消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を備え付けている場合について、特定事業所に消火用屋外給水施設を設置しなければならないとしたこと（新省令第7条関係）。

#### エ 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による代替が可能な事業所の規定の追加

新令第16条第3項の省令で定める特定事業所の要件として、当該特定事業所における通路の状況等を勘案して、火災が発生した場合において、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を使用することによって支障なく消火活動ができることを定めたこと（新省令第20条の2第3項関係）。

### (2) 自動比例泡混合装置に係る規定の整備

自動比例泡混合装置の定義から、泡消火薬剤を加圧することを除いたこと（新省令第18条第1項関係）。

### (3) 所要の規定の整理について

その他、所要の規定の整理を行ったこと（新省令第8条、第12条、第20条の3及び第26条第7項並びに様式第5及び様式第8関係）。

---

---

### 第3 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による代替措置に関する運用について

「消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による代替措置に関する運用について（通知）（令和5年5月31日付け消防特第112号）」により、消防庁特殊災害室長から各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁及び各指定都市消防長あて通知している。本稿で詳細を述べることはしないが、概要は以下のとおり。

- 1 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による代替措置の対象車両の範囲について、具体的な範囲を示した。
- 2 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による代替措置の要件に関する事項として、
  - (1) 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の基準については、大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車と同等の性能を有することとしたこと
  - (2) 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を使用することによって支障なく消火活動ができることについて、留意事項を示したこと
  - (3) 上記要件の確認については、市町村長等への現況届出、立入検査等の機会を捉えて確認することが望ましいことなどを示した。
- 3 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の省力化に資する装置又は機械器具を備えた場合の防災要員の人数については、今後、消火活動に支障がないことを確認した上で必要な改正を検討することを示した。
- 4 泡消火薬剤の運搬方法を含めた補給体制について、防災規程の届出の際に確認すること。また、立入検査等の機会に現場において確認することが望ましいことを示した。
- 5 共同防災組織においても、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を導入できることとしたが、この場合、原則として、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を使用する可能性のある構成事業所のすべてが要件を満たす必要があることを示した。

### 第4 自動比例泡混合装置について

特定事業所に備え付ける大型化学消防車等には、自動比例泡混合装置を備え付けなければならないこととされているが、この自動比例泡混合装置の定義については、従前「泡

---

---

消火薬剤を加圧して自動的に一定の比率で水と混合する装置」とされており、水ポンプと原液ポンプ（ギアポンプ）を設置して原液ポンプにより泡消火薬剤を加圧して水と一定の比率に混合していたところ、技術の進展に伴い、加圧せずに自動的に一定の比率で水と混合できる装置が開発されたことから、新省令第18条第1項において自動比例泡混合装置の定義から「加圧して」の要件を削除したものである。

なお、加圧せずに自動的に一定の比率で水と混合する装置の例としては、水ポンプと混合器（ポンププロポーション）を設置し、水ポンプから送水された水が混合器を通過する際に発生する負圧により泡消火薬剤を吸入することで、水と一定の比率に混合する構造のもの（ポンププロポーション式）が開発されている。

## 第5 おわりに

石油コンビナートでは、ひとたび火災、爆発、漏えい等の事故が発生すれば甚大な被害に発展する可能性がある。そのため、防災体制の強化や、防災要員の安全な活動を支援する各種先進技術が今後も多く開発されることが望まれる。

消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の導入に向けては、消防庁において令和元年度から4年間にわたり開催した「石油コンビナート災害対応への先進技術活用検討会」の検討結果を踏まえ必要な法令改正を行ったものであり、消防庁では今後も引き続き新たな技術開発の動向を注視していくこととしている。





## ベトナム社会主義共和国に設立された ベトナム消防救助協会

一般社団法人全国消防機器協会  
(消防機器海外展開支援センター)  
常務理事・事務局長

鈴木 和男

### はじめに

平成28年度から消防庁予防課主催による「消防用機器等の海外展開の推進に向けた懇談会」が随時開催され、海外展開にあたっての課題等の調査整理等が開始されている。

更に、消防庁では、日本の消防用機器等の品質、規格・認証制度の個別売込みをするために、諸外国消防防災関係者に対し、日本の消防用機器等の品質、規格・認証制度を紹介し、日本規格の浸透を図ることとしている。特に、日本の消防に関心を示すマレーシア、ベトナム等の東南アジア諸国において、日本規格に適合する消防用機器等の販売・設置等が認められるよう交渉を進め、日本企業が参入しやすい環境整備を行うこととされ、その後この方針に沿った活動が展開されている。

また、平成19年度から開始されている消防庁参事官室が主催する国際消防防災フォーラムにおいても、平成28年度以降に開催された当該フォーラムでは日本の基準認証制度等の紹介が行われるとともに、日本の企業が参加し、日本の消防機器の紹介をする場が設けられている。この取り組みは、現在でも年1回開催される国際消防防災フォーラムにおいて継続されている。

このような中、特にベトナム国公安省消防救難警察局（(VIETNAM FIRE AND RESCEU POLICE DEPARTMENT、以下「VFRPD」という。))が日本の消防に対し強い関心を示したこともあり、消防庁において平成29年度補正予算として、可搬消防ポンプ等の規格整備が進められているベトナムに対し、官民一体となって日本規格や認証制度等の浸透を図ることにより日本製品の市場確保を図ることとされた。

この補正予算により、消防庁は、平成30年3月にベトナム国の消防機器の現状調査と情報交換のためにVFRPDを訪問する出張が計画され、この調査等に消防庁の他に、日本消防検定協会、全国消防機器協会及び消防機器関係企業5社（ホーチキ（株）、ニッ

タン（株）、能美防災（株）、ヤマトプロテック（株）、トーハツ（株）が参加している。

それ以降、VFRPDには、継続的に消防機器の基準認証制度をはじめとする日本の消防制度に関する情報や消防機器業界・機器協会の組織・運営等に関する情報を提供している。

## 1 ベトナムにおける消防機器の状況

ベトナム社会主義共和国（以下、ベトナムという。）では、平成29年当時、消防機器の規格をISO規格に準じて定め、この規格に基づいて試験・検査を実施し、合格品には、合格ラベルを貼付する旨の運用がされていた。しかしながら、実効性が乏しく、中国をはじめとする周辺国から消防機器の不良品や模造品が流通し、その防止対策に悩んでいた。2018年（平成30年）から始まった日本との火災予防分野における情報交換等を通じて、「消防機器の不良品等排除するには、基準認証制度の確立が効果的である」旨の提言をしている。

これらを踏まえ、ベトナムでは、2019年（令和元年）に消防法令が改正され、消防用の機械器具等に関する基準認証制度及び消防に関する業規制制度が創設されている。

これらの改正法令が2020年から施行され、特に基準認証制度の導入により、消防機器の不良品や模造品などの流入や流通が激減するなどの効果を上げている（2022年6月に来日した消防救難警察局長アン氏のコメント）。

また、消防に関する業規制の導入により、ベトナム国内で消防関係の業務を行っている約4,000社のうち、300社が登録・認定を受けている（2023年2月時点）。

## 2 ベトナム消防救助協会の設立

2017年（平成29年）当時のベトナムの消防と救助の業務は、政府の行政組織を中心に行われていたが、消防や救助の分野での企業や組織の数が大幅に増加し、開発や救助のための支援だけでなく、手を差し伸べ、協力し、情報や経験を共有する必要性や需要が高まり、消防・救助の業務を行うための公式の法的地位を備えた全国的組織の設立が喫緊の課題とされた。

2017年（平成29年）に、ベトナム内務大臣が、ベトナム消防救助協会（VIETNAM FIRE & RESCUE ASSOCIATION 以下「VFRA」という。）設立のための基本方針を決定し、設立の準備が進められている。さらに、2018年（平成30年）に公安大臣がVFRAの設立委員会を承認し、設立委員会が設立のための申請をし、これに基づき2021年（令和3年）にVFRPDが設立の実務を行うこととされた。

ベトナムの内務省は、2022年5月31日にVFRAの設立を承認している。

この設立承認により正式にVFRAが設立され、消防と救助の分野における公式の全国的な社会専門組織となっている。

また、VFRAは、内務省による国の管理下にあり、公安省及びVFRAの機能に関連する他の省庁の指導監督を受けることとされ、2022年8月1日に設立されている。

### 3 VFRAの目的・使命

VFRAは、公安省と内務省によって設立され、内務省の後援の下で全国的に活動する消防救助活動を行う公的法人のための最初で唯一の社会専門組織とされ、公安省及びVFRAの事業分野に関連する他の省庁の管理・指導を受ける。

VFRAは、すべての人々のための防火運動を強化するために、州の管理機関が情報を広め、意識を高め、防火と救助に関するスキルをコミュニティに提供することを積極的に支援し、緊急対応、災害救援、搜索救助、民間防衛に関する情報を広める。

また、国内関係機関間の協力を促進し、防火救助、緊急対応、災害救援、搜索救助、民間防衛における国際協力の強化にも努める。

さらに、VFRAはメンバーを動員して互いに効果的に支援し、国の社会経済発展に貢献し、ベトナムの防火機器製造業の成長を支援する国内及び国際的な接続性と協力を強化し、国内市場と輸出市場の両方を強化することとしている。

VFRAが公表している目的・使命と活動は、次のとおりとされている。

VFRAは、次の使命と活動を促進する。

- a. 防火、消防、救助活動におけるプロパガンダ、教育、規則、知識、技術の訓練において国家管理機関を支援すること。消火及び救助技術に関する訓練コースの実施;政府が消防と救助活動に関する法律と政策を遂行できるように、コミュニティの願望と意見を収集して表明する。他の国内外の組織やVFRAと協力して、消防と救助に関する基準と技術規則を研究し、提案する。
- b. 消防と救助の分野の企業や組織であるメンバーが、専門的な経験や実際的な解決策を交換するための友好的な環境を作ること。公的コミュニティからのリソース、資本、及び経験の利点を利用すること。
- c. メンバーの正当な権利を保護し、メンバーの効果的な運営と国の社会経済的発展への貢献においてお互いをサポートします。VFRAは、ベトナムでの消防・

救助用車両及び機器の現地生産を支援及び促進し、消防・救助用車両及び機器の現地化を促進します。

- d. 消防・救助活動に関連する他の団体との協力・連携により、消防・救助用車両・設備の生産能力を強化し、消防・救助活動への公的支援・貢献を促進する。消防と救助のサービスを改善するための資金を求める。
- e. 国際協力を促進し、ベトナムでの適用のために他国からの効果的な消火及び救助ソリューションに関する情報と経験を交換する。ベトナムでの消防・救助用車両及び設備の生産における高度な科学と技術の研究と適用を行う。

※ VFRAが作成したパンフレットから引用

### 3 組織体制

#### (1) 組織

VFRAの組織体制は、次図のとおりとされている（2023年4月現在）。

会長、副会長及び事務局長で構成される経営委員会（理事会又は取締役会）が設置され、専門家委員会や諮問委員会の指導・監督下において、業務の決定や実施が行われる。

また、実行部門として①経営・管理部門、②業務部門及び③付属部門が設けられている。特に付属部門として、消防・救助訓練センター（第1センター）、認定センター（第2センター）及び研究・応用センター（第3センター）が設置されているのが興味深い。



2022年12月20日の朝、ナショナルコンベンションセンター（ハノイのナムトゥリエムにあるメトリ）で、ベトナム消防救助協会「VFRA」の公式発表式が厳粛に開催されました。

検定協会だより 令和5年8月

## (2) 経営委員会

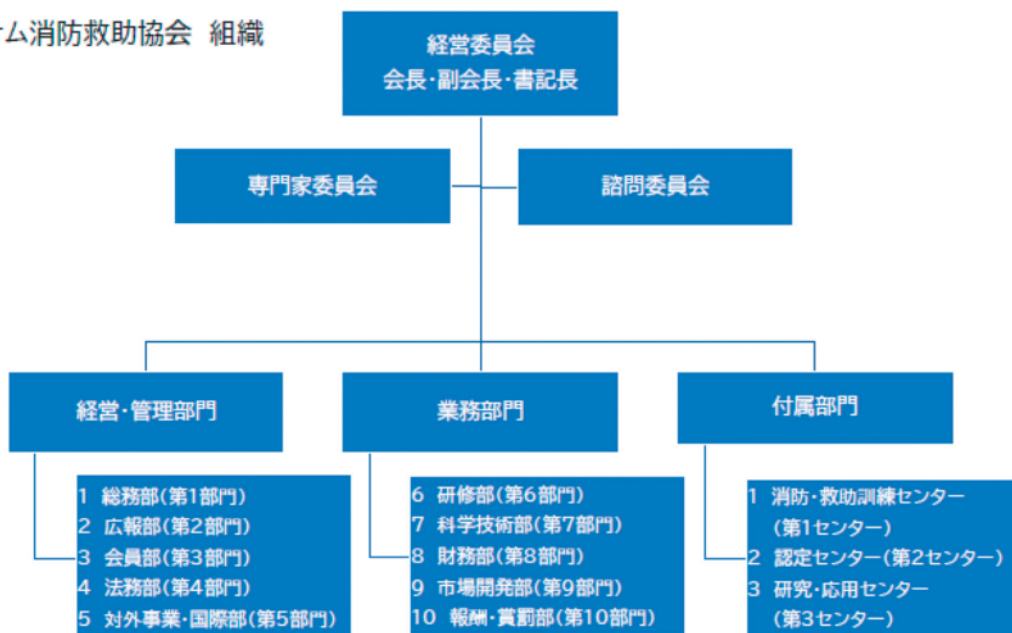
公表されている会長、副会長及び事務局長は、次のとおりである。

役職名	氏名	備考
会長	Nguyen do Tung Cuong 氏. グエン・ド・トゥン・クオン 氏	NDTC消防・セキュリティ技術有限公司、 NDTCコンサルティングカンパニーリミ テッド 会長、
副会長	Le Manh Dung 氏 ル・マン・ズン 氏	ベトナム安全技術合資会社社長
副会長・ 事務局長	Nguyen Phi Long 氏 グエン・フィ・ロン 氏	Van Bao Industrial Co., Ltd.のVan Bao Fire Protection Joint Stock Company 社長

※備考1 NDTC消防・セキュリティは、世界中の多様な地域にまたがる接続を持つ、全国の消防、捜索救助、災害制御、公安、防衛サービス用の機器のベトナムの大手ディストリビューターディストリビューター（distributor：製造元やメーカーなどから直接商品を仕入れ中間業者・卸売業者として価格を決めたうえで顧客・エンドユーザーに販売する企業のことを意味する）。

※備考2 NDTCコンサルティングは、外国直接投資プロジェクトの戦略的アドバイザーー及びベトナムと他の国との間の国際協力（G2G）プロジェクトの促進、共同実施、共同管理を専攻する子会社。

### ベトナム消防救助協会 組織



## 4 VFRAの業務等の状況

2022（令和5）年2月19日にベトナム・ハノイ市において、VFRAの幹部と会談した時に得たVFRAの最新の情報は、次の通りである。

(1) VFRAの会員は、ベトナム公安省消防救難警察局（VIETNAM FIRE AND RESCEU POLICE DEPARTMENT、以下「VFRPD」という。）に消防法令に基づく消防に関する業務の登録・認定を受けた企業であり、現在、約300社となっており、今後増えると考えている。また、ベトナム国内には、消防・救助に関する業務を行っている企業は、大小合わせて約4,000社あると考えている。

(2) VFRAは、これまでVFRPDの行ってきた広報・検査・検定等の様々な業務が移行される予定であり、消防設備機器の全品目の検定、研究などやその他、メーカーへの消防設備の設置に関するコンサルティングも担うこととなっている。

最終的にVFRPDは、消防設備機器の検定書・認定書の発効のみとなる予定となっている。

(3) VFRAの運営資金の確保のために、次のような基金を設立している。原資は、人民・会員企業からの出資である。

- ① “For a peaceful life” ファンド（第1ファンド）
- ② 消防・救助技能の訓練・指導支援ファンド（第2ファンド）
- ③ 公共の消防・防火施設の整備支援ファンド（第3ファンド）
- ④ 研究・市場開発支援ファンド（第4ファンド）

(4) 2020年にVFRPDの組織が改正され、①公安省の防火・消火・救急・救助に関する訓練対応センター（センター1）及び②防火・消火・救助の相談・技術移転センター（センター2）の2つのセンターが設けられている。

このうち、センター2が技術移転センターとされ、VFRAに業務を移転する役割を担っていると考えられる。

(5) ベトナム消防救助協会のホームページは、次のとおりであり、興味のある方はご覧ください。

<https://vfra.org>



**HIỆP HỘI PCCC & CNCH VIỆT NAM**  
**VIETNAM FIRE & RESCUE ASSOCIATION**

---

## おわりに

総務省消防庁とベトナム公安省との間において、2018年（平成30年）に消防分野における協力覚書が取り交わされ、政府間において継続的な協力体制がとられている。一方、VFRAは、ベトナムの消防と救助の分野における公式の全国的な社会専門組織とされており、当機器協会としても消防機器に関する分野において今後とも連携してゆきたいと考えている。

また、2023年（令和5年）は、日本とベトナムの外交関係樹立50周年とされており、4月にベトナム公安省のトー・ラム大臣が来日され、総務省において松本総務大臣や前田消防庁長官に表敬訪問がされている。

更に、7月19日（水）から21日（金）まで、ベトナムハノイ市の友好文化宮殿でFIRE SAFETY & RESCUE VIETNAM 2023が開催され、JAPAN FIRE PAVILIONとして、8企業2団体が出展した。

機器協会では、令和2年4月に「消防機器海外展開支援センター」を設置し日本の消防機器の海外展開に資する業務を行っており、現在登録会員が24社となっている。

海外展開に興味のある企業の皆様の入会をお待ちしています。

興味のある方は、機器協会ホームページをご覧ください。<http://www.nfes.or.jp>

# 令和4年中の規制対象物における火災発生状況 (その1)

## 大阪市消防局予防部

### はじめに

本資料は、令和4年中に発生した火災のうち、消防法でいう消防用設備等の設置又は防火管理について規制を受ける対象物（以下「規制対象物」という。）の火災状況を分析し、今後の予防行政を効果的に推進するための火災予防対策資料として作成したものである。なお、令和4年の焼損床面積、損害額が大幅に減少しているのは、令和3年に此花区で発生した大規模倉庫火災の影響によるものである。

## 1 火災発生状況

### (1) 大阪市内の火災概況

令和4年中の火災発生状況は、火災件数643件、焼損床面積4,763m<sup>2</sup>、損害額5億671万8千円であった。令和3年中に比べて火災件数は47件の増加、焼損床面積は38,029m<sup>2</sup>の減少、そして損害額は242億1,652万2千円の減少であった。火災の内訳は、建物火災502件、車両火災36件、船舶火災2件、その他の火災100件、爆発火災3件であった。火災による死者は、放火自殺者を除くと19人で前年に比べて20人減少し、放火自殺者は2人で、前年に比べて1人減少した。また、火災による負傷者は153人で、前年に比べて12人増加した。

表-1 火災概況

区分	令和4年	令和3年	比較	比率(%)	
	A	B	A-B	A/B	
火災件数(件)	643	596	47	107.9	
火災種別 (件)	建物	502	467	35	107.5
	車両	36	40	-4	90.0
	船舶	2	2	-	100.0
	航空機	-	-	-	-
	その他	100	84	16	119.0
爆発火災(件)	3	3	-	-	
建物火災 焼損程度 (件)	全焼	15	21	-6	71.4
	半焼	18	16	2	112.5
	部分焼	141	119	22	118.5
	ぼや	328	311	17	105.5
焼損床面積 (㎡)	面積	4,763	42,792	-38,029	11.1
	建物火災1件当たり	9.5	91.6	-82.1	10.4
損害額 (千円)	損害額	506,718	24,723,240	-24,216,522	2.0
	火災1件当たり	788.1	41,481.9	-40,693.9	1.9
死傷者 (人)	死者(放火自殺者を除く)	19	39	-20	48.7
	死者(放火自殺者)	2	3	-1	66.7
	負傷者(消防職員を除く)	153	141	12	108.5
1日当たり	火災件数(件)	1.8	1.6	0.2	112.5
	焼損床面積(㎡)	13.0	117.2	-104.2	11.1
	損害額(千円)	1,388.3	67,734.9	-66,346.6	2.0
人口1万人当たり火災件数(件)	2.3	2.2	0.1	104.5	

※数値は、小数点第二位以下を四捨五入。



出火原因は、「たばこ」が125件（19.4%）、次いで「放火」（疑いを含む）が73件（11.4%）、電気製品が68件（10.6%）であった。

表-2 原因別火災状況

原因		令和4年				令和3年				比較	
		件数 A		比率 %		件数 B		比率 %		A-B	
たばこ	寝たばこ	125	16	19.4	2.5	98	10	16.4	1.7	27	6
	その他		109		17.0		88		14.8		21
放火	建物内	73	37	11.4	5.8	96	51	16.1	8.6	-23	-14
	建物外		36		5.6		45		7.6		-9
電気製品		68		10.6		61		10.2		7	
電気配線類		64		10.0		65		10.9		-1	
天ぷら油	ガス	54	44	8.4	6.8	50	44	8.4	7.4	4	0
	その他		10		1.6		6		1.0		4
ガスこんろ		46		7.2		38		6.4		8	
自動車等(放火除く)		24		3.7		16		2.7		8	
電気ストーブ		24		3.7		14		2.3		10	
溶接(断)機		15		2.3		6		1.0		9	
ライター		14		2.2		16		2.7		-2	
ローソク		11		1.7		9		1.5		2	
自然発火		8		1.2		10		1.7		-2	
電気こんろ		7		1.1		5		0.8		2	
火遊び		3		0.5		5		0.8		-2	
コンデンサ		3		0.5		3		0.5		0	
ストーブ(電気以外)		2		0.3		7		1.2		-5	
たき火		1		0.2		1		0.2		0	
不明		45		7.0		43		7.2		2	
その他		56		8.7		53		8.9		3	
合計		643		100.0		596		100.0		47	

※溶接(断)機とは、ガス溶接(断)機・電気溶接機をいう。

比率については、小数点第二位を四捨五入しているため合計等が一致しない場合がある。

## (2) 規制対象物の火災

令和4年中に発生した建物火災502件のうち、規制対象物で発生した火災は380件で建物火災の75.7%であり、焼損床面積は1,835m<sup>2</sup>、損害額は2億7922万8千円であった。前年に比べて、火災件数は27件の増加、焼損床面積は35,697m<sup>2</sup>の減少、そして損害額は241億2,560万9千円の減少であった。

火災による死者は、放火自殺者を除くと10人で前年に比べて19人減少し、放火自殺者は前年と同様の0人であった。また、火災による負傷者は108人で、前年に比べて7人増加した。

表-3 規制対象物の火災概況

焼損面積及び1件当たりの焼損面積の単位: m<sup>2</sup>、損害額の単位: 千円

区分	令和4年	令和3年	比較	比率(%)	
	A	B	A-B	A/B	
火災件数(件)	643	596	47	107.9	
建物火災件数(件)	502	470	32	106.8	
規制対象物	火災件数(件)	380	353	27	107.6
	焼損床面積(m <sup>2</sup> )	1,835	37,532	-35,697	4.9
	損害額(千円)	279,228	24,404,837	-24,125,609	1.1
	1件当たり焼損床面積(m <sup>2</sup> )	4.8	106.3	-101.5	4.5
	1件当たり損害額(千円)	734.8	69,135.5	-68,400.7	1.1
	死者(放火自殺者を除く)(人)	10	29	-19	34.5
	死者(放火自殺者)(人)	-	-	-	-
負傷者(消防職員を除く)(人)	108	101	7	106.9	

※数値は、小数点第二位以下を四捨五入。

### (3) 用途別にみた規制対象物の火災

休止休業中のものを除いた市内の規制対象物110,180件のうち、火災が発生した規制対象物は380件で全体の0.3%である。

これらを消防法施行令別表第一に掲げる用途別の火災発生件数でみると、共同住宅等(5)項口が181件と最も多く、次いで不特定多数の人が利用する複合用途防火対象物(16)項イが93件、その他複合用途防火対象物(16)項口が33件、工場・作業場(12)項イが22件となっており、これらの用途だけで規制対象物火災全体の86.6%を占めている。

表-4 令別表第一（用途別）火災発生件数

令別表	用途	件数	比率(%)
(1)項	イ 劇場・映画館	-	-
	ロ 公会堂・集会場	-	-
(2)項	イ キャバレー・カフェ・ナイトクラブ等	-	-
	ロ 遊技場・ダンスホール	2	0.5
	ハ 性風俗関連施設	-	-
	ニ カラオケ・個室ビデオ等	-	-
(3)項	イ 待合・料理店等	-	-
	ロ 飲食店	15	3.9
(4)項	百貨店・マーケット等	3	0.8
(5)項	イ 旅館・ホテル等	7	1.8
	ロ 共同住宅等	181	47.6
(6)項	イ 病院・診療所等	4	1.1
	ロ 養護老人ホーム・老人短期入所施設等	1	0.3
	ハ 老人デイサービスセンター・児童養護施設等	2	0.5
	ニ 幼稚園・特別支援学校	-	-
(7)項	小中高校・大学校等	-	-
(8)項	図書館・博物館等	-	-
(9)項	イ 公衆浴場のうち蒸気浴場等	-	-
	ロ イ以外の公衆浴場	2	0.5
(10)項	停車場・発着場	-	-
(11)項	神社・寺院・教会等	-	-
(12)項	イ 工場・作業場	22	5.8
	ロ 映画スタジオ・テレビスタジオ	-	-
(13)項	イ 車庫・駐車場	-	-
	ロ 飛行機等の格納庫	-	-
(14)項	倉庫	4	1.1
(15)項	事務所等	10	2.6
(16)項	イ 特定の複合用途防火対象物	93	24.5
	ロ その他の複合用途防火対象物	33	8.7
(16の2)項	地下街	1	0.3
(17)項	文化財	-	-
(18)項	延長50メートル以上のアーケード	-	-
合計		380	100.0

※数値は、小数点第二位以下を四捨五入。

比率については、小数点第二位を四捨五入しているため合計等が一致しない場合がある。

表-5 署別、用途別火災発生状況

用途	署	対象物数 A	火災件数 B	発生率 B/A (%)	北	都島	福島	此花	中央	西	港	大正	天工寺	浪速	西淀川	淀川	東淀川	東成	生野	旭	城東	鶴見	阿倍野	住之江	住吉	東住吉	平野	西成	水上		
合計		110,180	380	0.3	36	9	8	11	47	12	7	6	6	17	10	17	22	12	17	11	15	9	14	12	10	10	27	35	-		
(1)項	イ	57	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ロ	1,030	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(2)項	イ	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ロ	153	2	1.3	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
	ハ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ニ	52	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(3)項	イ	262	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	3,592	15	0.4	4	-	1	-	5	1	-	-	-	2	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(4)項		2,389	3	0.1	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	
(5)項	イ	2,611	7	0.3	1	-	-	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	
	ロ	33,037	181	0.5	6	3	4	5	6	6	5	4	-	11	6	9	19	7	8	6	11	3	6	5	7	6	12	26	-	-	
(6)項	イ	946	4	0.4	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
	ロ	901	1	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	
	ハ	1,765	2	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	
	ニ	238	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(7)項		2,024	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(8)項		25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(9)項	イ	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	188	2	1.1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
(10)項		170	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(11)項		733	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(12)項	イ	7,613	22	0.3	-	1	1	2	-	-	-	1	-	-	1	1	-	1	4	1	-	2	-	2	-	1	4	-	-	-	-
	ロ	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(13)項	イ	3,701	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(14)項		5,900	4	0.1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
(15)項		13,452	10	0.1	1	-	-	-	3	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	2	-	-	
(16)項	イ	16,276	93	0.6	22	2	1	2	25	2	-	3	2	1	6	2	2	1	-	1	3	5	2	-	-	7	4	-	-	-	
	ロ	12,747	33	0.3	1	1	1	-	3	2	2	-	1	1	-	1	1	1	3	2	3	1	3	-	2	2	1	1	-	-	
(16の2)項		10	1	10	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(17)項		63	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(18)項		204	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

さらに規制対象物における火災を、出火用途別（複合用途防火対象物においては出火した部分の用途とする。）にみると、共同住宅等(5)項口が221件で全体の58.2%、飲食店(3)項口が52件（13.7%）、事務所等(15)項が28件（7.4%）、工場・作業場(12)項イが26件（6.8%）となっている。

また、用途別火災発生件数のうち、複合用途防火対象物(16)項で発生した火災126件の出火した部分の用途を件数の多い順にみると、共同住宅等(5)項口部分から出火した火災が40件、飲食店(3)項口が37件、事務所等が18件となっている。

表-6 出火用途別火災発生件数

令別表	用途	件数	比率(%)
(1)項	イ 劇場・映画館	1	0.3
	ロ 公会堂・集会場	-	-
(2)項	イ キャバレー・カフェ・ナイトクラブ等	-	-
	ロ 遊技場・ダンスホール	3	0.8
	ハ 性風俗関連施設	-	-
	ニ カラオケ・個室ビデオ等	1	-
(3)項	イ 待合・料理店等	-	-
	ロ 飲食店	52	13.7
(4)項	百貨店・マーケット等	9	2.4
(5)項	イ 旅館・ホテル等	8	2.1
	ロ 共同住宅等	221	58.2
(6)項	イ 病院・診療所等	6	1.6
	ロ 養護老人ホーム・老人短期入所施設等	1	0.3
	ハ 老人デイサービスセンター・児童養護施設等	2	0.5
	ニ 幼稚園・特別支援学校	-	-
(7)項	小中高校・大学校等	-	-
(8)項	図書館・博物館等	-	-
(9)項	イ 公衆浴場のうち蒸気浴場等	-	-
	ロ イ以外の公衆浴場	4	1.1
(10)項	停車場・発着場	-	-
(11)項	神社・寺院・教会等	-	-
(12)項	イ 工場・作業場	26	6.8
	ロ 映画スタジオ・テレビスタジオ	-	-
(13)項	イ 車庫・駐車場	1	0.3
	ロ 飛行機等の格納庫	-	-
(14)項	倉庫	9	2.4
(15)項	事務所等	28	7.4
(17)項	文化財等	1	0.3
(18)項	延長50メートル以上のアーケード	-	-
	居宅等(共用部分も含む)	7	1.8
	合計	380	100.0

※数値は、小数点第二位以下を四捨五入。

比率については、小数点第二位を四捨五入しているため合計等が一致しない場合がある。

#### (4) 原因別にみた規制対象物の火災

規制対象物での火災380件を出火原因別でみると、たばこが63件（16.6％）、電気製品が50件（13.2％）、天ぷら油が48件（12.6％）、電気配線類が36件（9.5％）、ガスこんろが33件（8.7％）であった。

たばこ	寝たばこ	11件	63件
	その他	52件	
電気製品			50件
天ぷら油	ガス	40件	48件
	その他	8件	
電気配線類			36件
ガスこんろ			33件
放火	建物内	30件	31件
	建物外	1件	
電気ストーブ			16件
ライター			10件
ローソク			8件
電気こんろ			7件
自然発火			4件
コンデンサ			3件
ストーブ(電気以外)			2件
溶接(断)機			2件
自動車等(放火除く)			1件
不明			26件
その他			40件
合計			380件

共同住宅等での火災181件を出火原因別でみると、たばこが38件（21.0％）、天ぷら油が22件（12.2％）、ガスこんろが19件（10.5％）、電気製品が17件（9.4％）、電気配線類が15件（8.3％）であった。

たばこ	寝たばこ	11件	38件
	その他	27件	
天ぷら油	ガス	16件	22件
	その他	6件	
ガスこんろ			19件
電気製品			17件
電気配線類			15件
放火	建物内	13件	13件
	建物外	-	
電気ストーブ			12件
ライター			7件
ローソク			6件
電気こんろ			5件
ストーブ(電気以外)			1件
不明			12件
その他			14件
合計			181件

表-7 用途別原因別の火災件数

原因 用途	合計		たばこ		電気製品		天ぷら油		電気配線類		ガスこんろ		放火		電気ストーブ	ライター	ローソク	電気こんろ	自然発火	コンデンス	ストーブ(電気以外)	溶接(断)機	自動車等(放火除く)	不明	その他
	合計	52	11	50	40	8	36	33	30	1	16	10	8	7	4	3	2	2	1	26	40				
(2)項	□	2	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(3)項	□	15	1	-	3	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
(4)項	□	3	1	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(5)項	イ	7	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
(6)項	ロ	181	27	11	17	16	6	15	19	13	12	7	6	5	-	-	1	-	-	-	1	-	-	12	14
(7)項	ハ	4	-	-	1	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(8)項	ニ	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(9)項	ホ	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(10)項	ヘ	2	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(11)項	ト	22	-	-	7	-	3	-	-	-	1	-	-	-	-	1	1	1	2	2	1	1	1	3	2
(12)項	チ	4	-	-	-	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
(13)項	リ	10	1	-	4	-	-	-	-	1	-	1	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	2
(14)項	ル	93	17	-	14	14	2	9	9	5	1	1	1	1	2	1	1	1	2	1	1	1	1	5	9
(15)項	レ	33	3	-	4	5	-	1	2	3	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	6
(16)項	ロ	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表-8 複合用途対象物の発生場所及び原因別の火災件数 (16)項イ)

原因 用途	合計		たばこ		天ぷら油		電気製品	電気配線類	ガスこんろ	放火		自然発火	コンデンサ	電気こんろ	電気ストーブ	溶接(断)機	ライター	ローソク	不明	その他
	イ	ロ	寝たばこ	その他	ガス	その他				建物内	建物外									
合計	93	17	14	2	14	2	14	9	9	5	1	2	1	1	1	1	1	1	5	9
(1)項	イ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
(2)項	ロ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	二	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(3)項	ロ	34	4	12	-	1	3	8	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4
(4)項	イ	6	1	-	-	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
(5)項	ロ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	二	21	6	2	2	3	2	-	-	1	-	-	-	1	-	-	1	1	1	1
(6)項	イ	2	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(9)項	ロ	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
(14)項	イ	3	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
(15)項	ロ	15	3	-	-	5	1	-	-	-	1	1	1	-	1	-	-	-	1	1
居宅等	イ	6	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1



表-9 複合用途対象物の発生場所及び原因別の火災件数 (16)項口)

原因 用途	合計		天ぷら油		電気製品		たばこ		放火		電気ストーブ	ガスこんろ	コンデンサ	電気配線類	不明	その他
	合計	5	4	3	3	3	2	2	2	1	1	1	1	1	6	6
(3)項 口	3	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
(5)項 口	19	3	3	2	1	2	1	1	2	1	1	1	-	1	3	3
(12)項 イ	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	2
(13)項 イ	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(14)項	2	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1
(15)項	3	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-
居室等	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-

## 2 火災の発見と避難状況

### (1) 火災の発見者、発見に至った経過及びその後の行動

火災の発見者は、規制対象物の火災380件のうち、火気取扱者が135件(35.5%)、次いで火元居住者53件(13.9%)、火元勤務者41件(10.8%)及び同一建物内居住者40件(10.5%)の順に多く、これらで70.7%を占めている。

表-10 火災の発見者

発見者	件数	比率(%)
火気取扱者	135	35.5
火元居住者	53	13.9
火元勤務者	41	10.8
同一建物内居住者	40	10.5
同一建物内勤務者	23	6.1
近隣者	23	6.1
通行人	17	4.5
警備員・常駐以外	12	3.2
客・外来者	10	2.6
警備員・常駐	6	1.6
管理人	5	1.3
工事関係者	5	1.3
警察官	5	1.3
消防職員	2	0.5
同一敷地内勤務者	1	0.3
同一敷地内居住者	1	0.3
不詳	1	0.3
警察本部	-	-
その他	-	-
合計	380	100.0

※数値は、小数点第二位以下を四捨五入。  
比率については、小数点第二位を四捨五入しているため合計等が一致しない場合がある。

また、火災を発見するに至ったきっかけは、火煙が131件(34.5%)、自動火災報知設備が69件(18.2%)、臭気が66件(17.4%)であった。

表-11 火災発見のきっかけ

発見のきっかけ	件数	比率(%)
火煙	131	34.5
自動火災報知設備	69	18.2
臭気	66	17.4
火気取扱中	47	12.4
物音	37	9.7
熱気	10	2.6
住宅用火災警報器	7	1.8
漏電火災警報器	1	0.3
その他	12	3.2
合計	380	100.0

※数値は、小数点第二位以下を四捨五入。  
比率については、小数点第二位を四捨五入しているため合計等が一致しない場合がある。

さらに、発見者の火災発見後の行動として、多い順に消火に従事したが86件（22.6%）、119番通報したが71件（18.7%）、人に火災を知らせたが33件（8.7%）となった。

表-12 発見後の行動

発見後の行動	件数	比率(%)	発見後の行動	件数	比率(%)
消火に従事した	86	22.6	避難してから通報した	3	0.8
119番通報した	71	18.7	消火準備中拡大し消火できず	2	0.5
消火してから通報した	33	8.7	通報後人に知らせた	2	0.5
人に火災を知らせた	33	8.7	通報後避難誘導救助等をした	2	0.5
消火してから人に知らせた	16	4.2	避難誘導等をし通報した	2	0.5
人に通報を依頼した	14	3.7	燃焼物を他に移した	1	0.3
消火したが消えず通報した	11	2.9	熱源を断ち出火箇所を探した	1	0.3
通報依頼し消火に従事した	10	2.6	人に火災を知らせ避難誘導	1	0.3
何もしなかった	10	2.6	人に消火を依頼し通報した	1	0.3
避難した	10	2.6	避難してから人に知らせた	1	0.3
消火したが消えず避難した	9	2.4	避難誘導等をした	1	0.3
人に火災を知らせ消火に従事	9	2.4	避難誘導等をし通報を依頼した	1	0.3
通報依頼し避難誘導等をした	7	1.8	不詳	1	0.3
人に火災を知らせ通報した	7	1.8	その他	5	1.3
熱源を断った	6	1.6			
警察に通報した	5	1.3			
通報後消火に従事した	5	1.3			
人に消火を依頼した	4	1.1			
避難誘導等をし消火に従事した	4	1.1			
消火したが消えず通報を依頼	3	0.8			
消火したが消えず人に知らせた	3	0.8			
合計			380	100.0	

※数値は、小数点第二位以下を四捨五入。

比率については、小数点第二位を四捨五入しているため合計等が一致しない場合がある。

## (2) 避難状況

規制対象物の火災380件のうち、出火建物にいた人が階段等を使用して避難を行った火災は66件であり、その内訳は次のとおりであった。

なお、使用していない理由としては、階段室に煙が充満していた及び火災の規模等の理由により避難をする必要がなかった等であった。

表-13 避難状況

避難状況	件数	比率(%)
屋内階段	28	42.4
屋外階段	15	22.7
屋外避難階段	14	21.2
屋内避難階段	9	13.6
合計	66	100.0

※数値は、小数点以下第二位を四捨五入。

比率については、小数点第二位を四捨五入しているため合計等が一致しない場合がある。



# 日本消防検定協会令和4年度事業の結果について

総務部監理課

当協会の令和4年度事業報告等について、令和5年6月19日に総務大臣に提出しました。

その概要は以下のとおりです。

## I 令和4年度主要業務重点事項の実施結果

### 1 試験・検査業務の信頼性の確保、維持、向上

#### (1) 業務の適正な実施体制の確保、充実

組織全体としてコンプライアンスの確保と厳正かつ公正な事業の実施体制の確保に努めるとともに、昨年発覚した感知器及び中継器に係る型式適合検定の不正受検に対しては、再発防止対策として、型式適合検定方法等の改善、協会職員への検定制度の重要性を認識させる研修の実施、製造者等に対する注意喚起を実施しました。

また、地震等災害時への影響を最小限にとどめるための事業継続計画をより確実なものとするため、地震及び火災を想定した災害対応訓練の実施、新型コロナウイルス感染症に対しては、執務室内の職員密度低減や時差出勤等の感染症対策を引き続き講じ、業務の適正な実施体制の確保に努めました。

#### (2) 試験施設・設備の整備

試験施設等の長期的な整備を実施するための試験施設等整備計画（長期計画）に基づき、（新）中央試験場の建築に係る基本設計及び実施設計を完了しました。

また、試験施設・設備等整備中期計画に基づき、試験施設関係では、消火試験場の屋根改修工事、排煙浄化設備のロータリーバルブ改修工事等を行い、試験設備関係では、動力消防ポンプの放水圧測定装置の更新、感知器繰り返し試験機の制御盤の更新等の整備により、試験の精度の確保に努めました。

### (3) 試験品質・検査品質の確保、維持、向上

国際規格「ISO/IEC17025試験品質システム」に適合する認定試験所として信頼性の高い試験データの確保・提供を行うため、品質方針及び品質目標を掲げ、試験品質マニュアル等を遵守しながら試験業務を遂行するとともに、測定機器等の校正、内部監査、マネジメントレビュー等を適切に実施し、試験品質システムの維持・向上に努めました。

また、検査品質の信頼性を高めるために、職員の検査技術の向上に努めました。

### (4) 職員教育研修の充実

試験・検査の信頼性を確保するため、内部研修会において、各種規程類改正の周知、職員のハラスメント防止及び情報セキュリティに係る意識の啓発に取り組みました。

また、消防大学校への研修派遣、測定等試験技術や品質管理体制等の審査及び安全管理に係る外部研修への積極的参加により、職員の知識及び技術力の向上を図りました。

## 2 消防用機械器具等の調査、普及等

### (1) 消防用機械器具等の性能、機能に関する調査

関係機関と連携して、設置後10年を経過した住宅用防災警報器の作動状況等の調査及び消火器用消火薬剤の併用使用時における発生ガス等に係る調査を行い、報告書を取りまとめました。

### (2) 住宅防火対策の普及対応

本格的な高齢者社会を迎え、高齢者等を中心とした住宅火災による死者数の低減を図るため、関係機関と連携して住宅用防災機器等の紹介パネルの制作及び配布、住宅用消火器等の設置及び適正な維持管理方法の推進に関する情報提供等を行い、住宅防火対策の普及推進に取り組みました。

### (3) ISO/TC21への対応

消防器具のISO規格に関し、WEB会議によるSC（分科会）及びWG（作業部会）へ参加し、関係機関と連携を図りながら、国際的な動向の把握等に努めました。

また、ISO/TC21協議会に対して、負担金の拠出や職員の派遣による支援を行いました。

#### (4) AFIC活動への参加

令和4年11月、AFIC（アジア防火検査協議会）の書面会議に参加し、令和4年にインドで開催予定であった第11回総会について、令和5年以降への延期を決定しました。

#### (5) 消防用機械器具等の規格及び認証制度の紹介等

日本で認証された消防用機械器具等の海外への普及に資するため、令和4年8月にベトナム国ホーチミンで開催された防災展（Secutech Vietnam2022）に出展し、協会が実施している認証制度の紹介を行うとともに、令和5年2月に同国ハノイで開催されたベトナム公安省消防救難警察局職員等に対する火災予防技術基礎研修に、消防庁予防課と共に参画し、検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等併せて18品目の規格の概要等について講義を行いました。

### 3 協会業務に関する情報提供・広報の充実等

#### (1) 消防用機械器具等に関する技術情報の提供の充実

協会が実施している検定対象機械器具等の試験・検査に関する情報、調査研究・試験に関する技術情報について、ホームページ及び機関誌により公表するとともに、消防本部等が開催する研修等への協会職員の講師派遣、全国消防長会が開催する委員会への参加により、協会の業務内容及び消防用機械器具等について、情報の提供を行いました。さらに、法令改正等に伴う変更内容の周知を図るため、関係団体と共に、消防職員を対象とした講習会（予防技術講習会）、消防用機械器具等の製造販売者を対象とした研修会（消防機器等に関する研修会）を開催するなど、幅広く情報提供に努めました。

#### (2) 展示会等外部情報提供の充実

科学技術週間にあたり、消防庁消防大学校・消防研究センター及び一般財団法人消防防災科学センターとともに開催を予定していた一般公開については、新型コロナウイルス感染拡大を考慮し、オンライン開催となりましたが、協会業務紹介の動画や消防用機械器具等の映像資料を配信するなど、消防用機械器具等に関する適正な知識の普及啓発に努めました。

## II 損益等の状況

令和4年度の各事業における収入については、前年度と比較して検定事業は11.1%の増収、受託事業は4.4%の減収となり、その結果、事業収入は8.0%増加して19億6,422万566円となりました。

事業収入と事業外収入を合わせた収益は19億9,689万2,261円となり、前年度と比較して8.2%の増収となりました。また、費用については18億5,712万2,932円の支出となり、前年度と比較して2.3%の増加となりました。

これらの結果、令和4年度は当期利益金1億3,976万9,329円を計上しました。

### 令和4年度損益計算書

令和 4年4月 1日から

令和 5年3月31日まで

費			用			収			益		
勘定科目	金額		勘定科目	金額		勘定科目	金額		勘定科目	金額	
	円	円		円	円		円	円		円	円
事業費		1,649,875,412	事業収入		1,964,220,566						
検定事業費	1,143,691,001		検定事業収入	1,621,115,548							
受託事業費	281,662,414		受託事業収入	343,105,018							
調査研究費	36,352,572										
減価償却費	188,169,425										
一般管理費		114,178,480	事業外収入		32,671,695						
管理諸費	72,614,869		運用収入	21,838,297							
租税課金	24,689,332		助成金収入	669,000							
消費税	16,542,300		雑収入	10,164,398							
交際費	331,979										
特別損失		4,615,740									
固定資産除却損	4,615,740										
法人税、住民税 及び事業税	88,453,300										
当期利益金		139,769,329									
当期利益金	139,769,329										
合計	1,996,892,261	1,996,892,261	合計	1,996,892,261	1,996,892,261						

検定協会だより 令和5年8月



# 受託評価業務手数料の額についての一部を改正する規程について

企画研究部 業務課

## 1 はじめに

「石油コンビナート等災害防止法施行令」（昭和51年政令第129号）及び「石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令」（昭和51年自治省令第17号）が、令和5年5月31日付けで改正、公布され、大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車の性能を1台で満たすことができる消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の備え付けが可能となったことから、日本消防検定協会では、新たに消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に対する品質評価業務を開始するため、「受託評価業務手数料の額について」の一部を改正しました。

## 2 改正の概要

特殊消防ポンプ自動車に新たな種類として「消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車」を追加し、併せて型式適合評価の手数料を設定しました。

## 3 受託評価業務手数料の額

特殊消防ポンプ自動車の種類	型式適合評価手数料
消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車	一台につき 315,000円

※ 手数料の額に消費税は含まれない。

※ 型式評価手数料は、既に設けている特殊消防ポンプ自動車の額とする。

## 4 施行日

令和5年5月31日



受託評価業務手数料の額についての一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年5月31日

日本消防検定協会  
理事長 市橋 保彦

受託評価業務手数料の額についての一一部を改正する規程

受託評価業務手数料の額について（平成25年2月25日）の一部を改正する。次の表により、改正後欄に掲げる破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
別表 特殊消防ポンプ自動車に係る特殊消防装置の型式適合評価手数料	型式適合評価手数料	別表 特殊消防ポンプ自動車に係る特殊消防装置の型式適合評価手数料	型式適合評価手数料
特殊消防ポンプ自動車の種類		特殊消防ポンプ自動車の種類	
水槽付消防ポンプ自動車	一台につき 25,000円	水槽付消防ポンプ自動車	一台につき 25,000円
災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 (略)	(略)	災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 (略)	(略)
消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車	一台につき 315,000円		
注1～2 (略)		注1～2 (略)	

附 則

この規程は、令和5年5月31日から施行する。



# 「東京国際消防防災展2023」への展示ブース 出展を終えて

企画研究部 情報管理課

5年に1度開催される消防・防災関連の国内最大級の展示会が、令和5年6月15日(木)から18日(日)の4日間、東京ビッグサイトにおいて「東京国際消防防災展2023」(以下「防災展」という。)として開催されました。

本防災展は、過去に発生した災害を教訓とした災害対策及び多様化する災害リスクを周知し、都民をはじめ来場される方々に防火防災意識及び行動力を向上させるとともに、セーフシティの実現に向け、住民・企業・行政による3者相互の連携強化並びに関連技術・産業の振興を促進することを目的とし、東京消防庁、株式会社ビッグサイト及び東京国際消防防災展2023実行委員会の主催で執り行われました。

防災展には、日本消防検定協会(以下「協会」という。)も展示ブースを出展し、協会の事業及び検定制度に関する理解を深めていただくとともに、住宅用防災機器の普及促進・啓発等を併せて行いました。

4日間の登録来場者数は65,171人、総来場者数は166,831人となり、たくさんの方々が来場されて賑わいました。

当協会の展示ブースでは、主に協会の概要及び業務の紹介を目的として次のものを展示・配布しました。

## 1 映像の放映

展示ブース正面中央に設置したモニターで協会の業務の紹介映像を放映しました。

## 2 パネルの展示

協会の業務等を紹介するパネル及び写真を8枚展示しました。

- (1)「信頼できる消防機器のために」
- (2)「検定業務」
- (3)「受託評価業務」



展示ブース

- (4) 「消防機器の使われ方」
- (5) 「消火器の構造と機能・住宅用消火器の点検交換」
- (6) 「家のどこに付ければいいの」
- (7) 「普通火災消火試験の様子」写真
- (8) 「模型に見る消火器具が有効な初期消火の違い」写真



展示パネルとカットモデル

### 3 カットモデル及び住宅用火災警報器 (連動式) の展示

閉鎖型スプリンクラーヘッドのカットモデルを展示すると共に、実際に手に取って触れていただくことを目的とし消火器（加圧式消火器・蓄圧式消火器・住宅用消火器）のカットモデルの他、住宅用防災警報器（連動式）を取り付けた展示パネルを展示しました。



展示パネルと配布物

### 4 配布物

「協会のパンフレット」「火災はこうして起きる」及び「住宅用消火器と住宅用火災警報器の啓発チラシ」の他、協会ネーム入りボールペンを希望者に自由にお取りいただく形で配布しました。



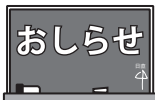
展示物説明の様子

### 5 終わりに

本防災展は、コロナが5類に移行後の開催となり、多数の都民の方や防災関係者の方などが集まり、最新の消防防災資機材等に対するより一層の理解を得られたことと共に、協会の事業及び検定制度に関する一層の理解を深めていただいたものと思ひ、更には住宅用防災機器の普及促進・啓発等を行えたものと思ひます。

最後に、ご来場いただいた皆様をはじめ、協会の出展にご協力、ご尽力いただいた方々にお礼申し上げます。

今後におきましても、協会の業務について一層のご理解いただき、防火・防災意識の啓発・高揚につながる出展を企画してまいりたいと思ひますので、引き続きよろしくお願ひいたします。



# 第71回全国消防技術者会議の開催について (ご案内)

## 消防研究センター

消防研究センターでは、全国の消防の技術者が消防防災の科学技術に関する調査研究、技術開発等の成果を発表するとともに、他の発表者や聴講者と討論を行う「全国消防技術者会議」を毎年開催しています。

今年度は、下記のとおり開催する予定です。詳細については、消防研究センターのホームページでお知らせします。皆様のご参加をお待ちしております。

### 記

#### 1 開催日

令和5年11月16日(木)・11月17日(金)

#### 2 場 所

三鷹市公会堂 東京都三鷹市野崎1-1-1

※会場での講演・発表のうち可能なものは、消防研究センターのホームページから後日配信する予定です。

※前回の発表動画等は、以下のページからご視聴いただけます。

[https://nrifd.fdma.go.jp/public\\_info/gijutsusha\\_kaigi/gijutsusha\\_kaigi\\_70th/haishin.html](https://nrifd.fdma.go.jp/public_info/gijutsusha_kaigi/gijutsusha_kaigi_70th/haishin.html)

#### 3 定 員

1日目300人

2日目350人(予定)



#### 4 参加費

無料

#### 5 内 容

11月16日(木)

##### ■特別講演

・講師：武村 雅之 特任教授(名古屋大学減災連携研究センターエネルギー防災寄附研究部門)

・演題：「関東大震災でなぜ東京は最大の被害を出したのか？ - 大火災の原因とその後」

■「令和5年度消防防災科学技術賞」の表彰式および受賞者による発表

11月17日(金)

■「令和5年度消防防災科学技術賞」の受賞者による発表

■第26回消防防災研究講演会

・テーマ「小規模ビルにおけるガソリン火災」

#### 6 プログラム及び参加申込み

消防研究センターのホームページ(<https://nrifd.fdma.go.jp/>)をご覧ください。

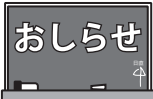
#### 7 問い合わせ先

消防庁 消防研究センター 研究企画室  
〒182-8508

東京都調布市深大寺東町4-35-3

TEL：0422-44-8331

E-mail：71\_gijutsusha@fri.go.jp



## 有効期限を経過した受託評価品目

### 【光警報装置】

型式番号	承認年月日	住所	依頼者	有効期限の終期日
品評光第 29～1～2号	H30.6.21	山形県米沢市八幡原四丁目3146番地の13	サクサテクノ株式会社	R5.6.20
品評光第 29～2～2号	H30.6.21	山形県米沢市八幡原四丁目3146番地の13	サクサテクノ株式会社	R5.6.20

### 【地区音響装置】

型式番号	承認年月日	住所	依頼者	有効期限の終期日
認評音第 25～101号	H25.6.7	山形県米沢市八幡原四丁目3146番地の13	サクサテクノ株式会社	R5.6.6

上記の機械器具等が、型式に係る有効期限を経過しましたのでお知らせします。

上記の機械器具等は、有効期限の終期日以降、当該型式に基づく製品について新たに当協会の型式適合評価を受け、合格表示が行われることはありません。

既に設置され又は型式適合評価を受け合格表示が行われた上記の機械器具等については、型式適合評価時において基準への適合性が確認されており適正な設置及び維持管理がされていれば、当該有効期限の経過による使用への影響はありません。

■■■業界の動き■■■

—会議等開催状況—

◆（一社）日本火災報知機工業会◆

○業務委員会（令和5年7月13日）

- ・住宅用火災警報器関連の報告他  
検定申請個数等の定例報告
- ・消防機器等製品情報センター運営会議  
の結果について
- ・事務局長会議の結果について
- ・委員長連絡会報告

○メンテナンス委員会

（令和5年7月18日）

- ・点検実務検討小委員会報告
- ・維持運用管理手法小委員会報告
- ・委員長連絡会報告

○技術委員会（令和5年7月20日）

- ・火報システム技術検討小委員会報告
- ・感知器の環境特性評価小委員会報告
- ・火災試験基準検討小委員会報告
- ・委員長連絡会報告

○設備委員会（令和5年7月27日）

- ・設備性能基準化小委員会報告
- ・工事基準書改訂小委員会報告
- ・委員長連絡会報告

○システム企画委員会

（令和5年7月28日）

- ・火報企画小委員会報告について
- ・委員長連絡会報告

○住宅防火推進委員会

（令和5年7月26日）

- ・交換推進WGについて
- ・住宅用火災警報器検定申請数について
- ・お客様電話相談室受付結果について
- ・第50回国際福祉機器展及び令和5年度  
イベント開催資料について
- ・住宅用火災警報器の設置状況等調査結  
果（消防庁）について
- ・委員長連絡会について

◆（一社）日本消火器工業会◆

○第4回 企業委員会

（令和5年7月6日）

- ・検定等申請・回収状況
- ・新・日本消防会館について
- ・消火器リサイクル推進センターからの  
報告
- ・今後の検討課題について

◆（一社）日本消火装置工業会◆

○第433回「技術委員会」

（令和5年7月6日 日本消火装置工  
業会）

- ・「公共建築工事標準仕様書（機械設備  
工事編）令和4年版」、  
「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令  
和4年版」、  
「公共建築設備工事標準図  
（機械設備工事編）令和4年版」の改  
定について
- ・その他

## 協会通信

### ○第217回「第一部技術分科会」

(令和5年7月21日 日本消火装置工業会)

- ・令和5年度消防用設備等講演会の資料確認について
- ・令和4年版公共建築工事標準仕様書等の改訂意見について
- ・消防用ホース等の旧規格品の交換期限について
- ・その他

### ○第213回「第二部技術分科会」

(令和5年7月27日 日本消火装置工業会)

- ・PFOA関連報告
- ・PFOS等の取扱いについて
- ・その他

### ○第196回「第三部技術分科会」

(令和5年7月18日 日本消火装置工業会)

- ・令和4年版公共建築工事標準仕様書等の改訂意見について
- ・二酸化炭素消火設備講演会用資料確認について
- ・その他

### ◆(一社)日本消防ポンプ協会◆

#### ○大型技術委員会

(令和5年7月7日 事務所・web併用会議)

- ・新銘板について
- ・真空ポンプのOEMについて
- ・動力消防ポンプの規格省令改正について
- ・その他

#### ○大型技術委員会・検定協会合同会議

(令和5年7月7日 事務所・web併用会議)

- ・銘板について
- ・OEMについて
- ・その他

#### ○省令改正ワーキンググループ

(令和5年7月18日 事務所)

- ・動力消防ポンプの規格省令改正について
- ・その他

#### ○小型技術委員会

(令和5年7月27日 web会議)

- ・動力消防ポンプの規格省令改正について
- ・その他

## 協会通信

検定協会だより 令和5年8月

# 新たに取得された型式一覧

## 型式承認

種 別	型 式 番 号	申 請 者	型 式	承認年月日
差動式スポット型 感知器 (試験機能付)	感第 2023~5号	能美防災株式会社	2種 (24V、200mA)、非防水型、普通型、 再用型	R5.6.15
	感第 2023~6号	能美防災株式会社	2種 (24V、200mA)、防水型、普通型、再 用型	R5.6.15
	感第 2023~7号	能美防災株式会社	2種 (24V、200mA)、非防水型、普通型、 再用型	R5.6.15
	感第 2023~8号	能美防災株式会社	2種 (24V、50mA)、非防水型、普通型、 再用型	R5.6.15
	感第 2023~9号	能美防災株式会社	2種 (24V、50mA)、防水型、普通型、再 用型	R5.6.15
	感第 2023~10号	能美防災株式会社	2種 (24V、50mA)、非防水型、普通型、 再用型	R5.6.15
差動式スポット型 感知器	感第 2023~11号	能美防災株式会社	2種 (24V、50mA)、防水型、普通型、再 用型	R5.6.15
差動式スポット型 感知器 (試験機能付)	感第 2023~23号	ニッタン株式会社	2種 (24V、65mA)、非防水型、普通型、 再用型	R5.6.12
定温式スポット型 感知器 (試験機能付)	感第 2023~15号	能美防災株式会社	特種 (24V、50mA)・公称作動温度65℃、 非防水型、普通型、再用型	R5.6.15
	感第 2023~16号	能美防災株式会社	特種 (24V、50mA)・公称作動温度65℃、 防水型、普通型、再用型	R5.6.15
	感第 2023~17号	能美防災株式会社	1種 (24V、50mA)・公称作動温度75℃、 防水型、普通型、再用型	R5.6.15
	感第 2023~18号	能美防災株式会社	特種 (24V、50mA)・公称作動温度65℃、 防水型、普通型、再用型	R5.6.15
	感第 2023~19号	能美防災株式会社	1種 (24V、50mA)・公称作動温度75℃、 防水型、普通型、再用型	R5.6.15
	感第 2023~21号	ニッタン株式会社	特種 (24V、65mA)・公称作動温度60℃、 防水型、普通型、再用型	R5.6.12
	感第 2023~22号	ニッタン株式会社	1種 (24V、65mA)・公称作動温度70℃、 防水型、普通型、再用型	R5.6.12
熱アナログ式スポット 型感知器 (試験機能付)	感第 2023~12号	能美防災株式会社	(24V、200mA)・公称感知温度40℃～ 85℃、非防水型、普通型、再用型	R5.6.15
	感第 2023~13号	能美防災株式会社	(24V、200mA)・公称感知温度40℃～ 85℃、防水型、普通型、再用型	R5.6.15
	感第 2023~14号	能美防災株式会社	(24V、200mA)・公称感知温度40℃～ 85℃、防水型、普通型、再用型	R5.6.15
赤外線式スポット型 感知器	感第 2023~20号	ホーチキ株式会社	屋内型 (24V、100mA)・公称監視距離 13m~20m・視野角100度、非防水型、普 通型、再用型、CO <sub>2</sub> 共鳴放射式、ゆらぎ式	R5.6.12
中継器	中第 2023~6号	日信防災株式会社	直流24V、外部配線抵抗50Ω	R5.6.29
	中第 2023~7号	日信防災株式会社	直流24V、外部配線抵抗15Ω	R5.6.29
P型1級受信機 (蓄積 式及び自動試験機能付)	受第 2023~3号	ホーチキ株式会社	交流100V、外部配線抵抗50Ω、公称蓄積時 間50秒	R5.6.29
P型1級受信機 (蓄積式)	受第 2023~5号	ホーチキ株式会社	交流100V、外部配線抵抗50Ω、公称蓄積時 間50秒	R5.6.29
G型受信機	受第 2023~6号	ホーチキ株式会社	交流100V、外部配線抵抗50Ω	R5.6.29
GP型1級受信機 (蓄積 式及び自動試験機能付)	受第 2023~2号	ホーチキ株式会社	交流100V、外部配線抵抗50Ω、公称蓄積時 間50秒	R5.6.29
GP型1級受信機 (蓄積式)	受第 2023~4号	ホーチキ株式会社	交流100V、外部配線抵抗50Ω、公称蓄積時 間50秒	R5.6.29

検定協会だより 令和5年8月



## 品質評価 型式評価

種 別	型 式 番 号	依 頼 者	型 式	承認 年月日
動力消防ポンプ	P2114	帝国繊維株式会社	消防ポンプ自動車（水中ポンプ揚水式）、A-1、HFS-HS550F	R5.6.23
	P18H3	株式会社モリタ	大容量泡放水砲用可搬消防ポンプ、MHV-40	R5.7.5
特殊消防ポンプ自動車 又は特殊消防自動車に 係わる特殊消火装置	TECP-H1-1	帝国繊維株式会社	化学消防ポンプ自動車	R5.6.23
	M42L-2	株式会社 モリタテクノス	はしご付消防ポンプ自動車	R5.7.3
結合金具に接続する 消防用接続器具	品評接第 2023~1号	ヨネ株式会社	媒介金具（受け口・ねじ式・呼称75）（受け口・ 差込式・呼称65）	R5.6.12

## 認定評価 型式評価

種 別	型 式 番 号	依 頼 者	型 式	承認 年月日
非常警報設備・ スピーカー	認評放第 2023~2号	株式会社JVCケン ウッド・公共産業 システム	コーン型（1W/3W/6W・L級）	R5.6.28

## 認定評価 型式変更評価

種 別	型 式 番 号	依 頼 者	型 式	承認 年月日
非常警報設備・ スピーカー	認評放第 2019~4~1号	株式会社JVCケン ウッド・公共産業 システム	コーン型（3W/5W/15W・L級）、音響 パワーレベル91dB	R5.6.28
	認評放第 2020~11~1号	株式会社JVCケン ウッド・公共産業 システム	コーン型（1W/3W/6W・L級）、音響 パワーレベル88dB	R5.6.28

検定協会だより 令和5年8月

## 検定対象機械器具等申請一覧表

種別	型式試験 申請件数	型式変更試験 申請件数	型式適合検定				
			申請件数	申請個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)	
消火器	大型	0	0	19	2,917	97.2	115.4
	小型	0	0	59	404,862	99.6	101.3
消火器用消火薬剤	大型用	0		2	131	46.8	62.8
	小型用			11	7,911	73.8	92.7
泡消火薬剤		0		20	86,220	65.8	106.3
感知器	差動式スポット型	0	0	40	209,111	66.6	84.6
	差動式分布型	0	0	10	6,350	98.0	107.1
	補償式スポット型	0	0	0	0	皆減	皆減
	定温式感知線型	0	0	0	0	-	-
	定温式スポット型	0	0	38	84,920	67.4	93.1
	熱アナログ式スポット型	0	0	10	6,267	58.3	54.3
	熱複合式スポット型	0	0	0	0	-	-
	イオン化式スポット型	0	0	0	0	-	皆増
	光電式スポット型	0	0	47	134,022	95.8	105.1
	光電アナログ式スポット型	0	0	12	36,633	98.8	80.8
	光電式分離型	0	0	6	150	42.9	109.9
	光電アナログ式分離型	0	0	0	0	皆減	156.3
	光電式分布型	0	0	0	0	-	-
	光電アナログ式分布型	0	0	0	0	皆減	66.7
	煙複合式スポット型	0	0	0	0	-	-
	熱煙複合式スポット型	0	0	0	0	-	-
	紫外線式スポット型	0	0	1	20	13.3	82.4
	赤外線式スポット型	0	0	6	751	83.4	106.5
	紫外線赤外線併用式スポット型	0	0	0	0	-	101.1
炎複合式スポット型等	0	0	0	0	-	-	
発信機	P型1級	0	0	8	23,486	91.0	83.1
	P型2級	0	0	7	3,408	58.6	66.1
	T型	0	0	0	0	-	-
	M型	0	0	0	0	-	-
中継器		1	0	79	37,038	86.0	108.5
受信機	P型1級	0	0	47	2,420	129.4	114.2
	P型2級	0	1	16	2,566	61.9	68.8
	P型3級	0	0	0	0	皆減	皆減
	M型	0	0	0	0	-	-
	R型	0	0	9	216	203.8	159.3
	G型	0	0	7	14	233.3	75.0
	GP型1級	0	0	10	19	79.2	114.5
	GP型2級	0	0	0	0	-	-
	GP型3級	0	0	10	42,596	78.4	96.9
GR型	0	0	15	221	67.8	100.9	
閉鎖型スプリンクラーヘッド	1	0	51	276,640	141.1	165.7	
流水検知装置	0	0	43	2,516	105.5	116.2	
一斉開放弁		0	20	1,345	82.4	122.1	
金属製避難はしご	固定はしご	0	0	1	20	皆増	128.8
	立てかけはしご	0	0	0	0	-	-
	つり下げはしご	0	0	25	12,185	112.9	97.9
緩降機		0	0	3	482	160.7	146.0
住宅用防災警報器	定温式住宅用防災警報器	0	0	18	47,904	46.1	124.1
	イオン化式住宅用防災警報器	0	0	0	0	-	-
	光電式住宅用防災警報器	0	0	34	243,825	58.1	87.5
合計	2	1	684	1,677,166	81.5	101.0	

※前年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

## 性能評価申請一覧表

特殊消防用設備等性能評価業務	性能評価申請件数	性能評価変更申請件数
特殊消防用設備等の性能に関する評価	0	0

## 受託評価等依頼一覧表

品質評価業務	型式評価依頼件数	型式変更評価依頼件数	更新等依頼件数	型式適合評価				
				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比 (%)	対前年 累計比 (%)	
補助警報装置及び中継装置	0	0	0	0	0	-	-	
音響装置	0	0	0	1	20	皆増	1.3	
予備電源	0	0	0	6	26,546	142.7	100.4	
外部試験器	0	0	0	2	60	63.2	154.2	
放火監視機器	放火監視センサー	0	0	1	397	79.9	100.0	
	受信装置等	0	0	0	0	皆減	皆減	
光警報装置	光警報制御装置	0	0	0	0	-	皆増	
	光警報制御装置	0	0	1	40	40.0	16.0	
屋外警報装置	屋外警報装置に接続する中継装置	0	0	0	0	-	-	
	屋外警報装置に接続する中継装置	0	0	0	0	-	-	
消火器加圧用ガス容器	0	0	0	3	20,015	195.8	132.1	
蓋圧式消火器用指示圧力計	0	0	0	6	547,001	123.5	107.9	
消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁	0	0	3	3	2,550	35.3	106.2	
消火設備用消火薬剤	0	0	1	6	74,266	110.3	165.8	
住宅用スプリンクラー設備	構成部品	0	0	0	0	-	-	
	構成部品	0	0	0	0	-	-	
動力消防ポンプ	消防ポンプ自動車	1	0	0	45	60	193.5	311.5
	可搬消防ポンプ	0	0	0	3	333	皆増	104.5
消防用吸管	呼称65を超えるもの	0	0	0	4	881	267.0	129.1
	呼称65以下のもの	0	0	0	2	50	71.4	118.2
消防用ホース	平 40を超えるもの	3	0	3	11	16,038	71.7	100.1
	平 40以下のもの	0	0	7	14	19,710	142.4	105.8
	濡れ	0	0	0	0	0	-	-
	保形	0	0	1	3	3,000	54.5	122.9
	大容量泡放水砲用	0	0	0	0	0	-	皆増
消防用結合金具	差込式	0	0	0	25	54,280	76.4	107.5
	ねじ式	0	0	0	16	13,228	137.4	120.3
	大容量泡放水砲用	0	0	0	0	0	-	-
	同一形状	0	0	0	1	234	皆増	128.4
漏電火災警報器	変流器	0	0	0	10	3,317	89.0	75.3
	受信機	0	0	0	9	1,887	95.3	101.8
エアゾール式簡易消火具	0	0	0	2	35,480	75.5	78.0	
特殊消防ポンプ自動車	0	0	0	18	19	950.0	1,900.0	
特殊消防自動車	0	0	0	3	3	皆増	250.0	
可搬消防ポンプ積載車	0	0	0	1	1	皆増	皆増	
ホースレイヤー	0	0	0	1	5	62.5	92.3	
消防用積載はしご	0	0	0	2	20	6.7	70.1	
消防用接続器具	0	0	0	12	3,023	147.6	125.6	
品質評価業務				確認評価				
				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比 (%)	対前年 累計比 (%)	
外部試験器の校正				8	33	100.0	84.5	
オーバーホール等整備				4	4	100.0	100.0	

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

## 受託評価等依頼一覧表

認定評価業務	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価				
				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比 (%)	対前年 累計比 (%)	
地区音響装置	0	0	0	17	18,486	43.3	51.4	
非常警報設備	非常ベル及び自動式サイレン	0	0	2	37	4,743	100.2	72.5
	放送設備	0	1	3	74	87,413	92.1	103.3
パッケージ型自動消火設備		0	0	0	0	0	-	-
	構成部品	0	0	0	0	0	-	-
総合操作盤	0	0	0	0	0	-	-	
屋内消火栓等	易操作性1号消火栓	0	0	0	9	2,645	93.8	102.6
	2号消火栓	0	0	0	8	1,154	127.7	125.2
	広範囲型2号消火栓	0	0	0	8	770	111.6	112.6
	補助散水栓	0	0	0	0	0	-	-
	ノズル	0	0	0	21	7,654	164.4	134.1
認定評価業務	装着番号付与 確認評価 依頼件数		更新等 依頼件数	製品確認評価				
屋内消火栓等	消防用ホースと結合金具の装着部	0	0	11	32,473	182.1	129.0	
認定評価業務	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価				
特定駐車場用泡消火設備	0	0	0	14	15,600	88.4	140.2	
認定評価業務	総合評価 依頼件数	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備(評価)	0							
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備・構成装置	0	0	0	10	10	200.0	82.5	
特定機器評価業務	総合評価 依頼件数	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
特定消防機器等	0	0	0	9	2,730	20.6	125.6	
受託試験及びその他の評価	依頼件数			依頼件数	依頼個数	対前年 同月比 (%)	対前年 累計比 (%)	
受託試験(契約等)	0							
受託試験(その他の契約等)				4	4	400.0	325.0	
評価依頼(基準の特例等)	0							

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「増増」と表記いたします。

※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「増減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

# 編集 後記

暦の上では秋になりましたが、暑い日が続いておりますが、皆さま如何、お過ごしですか。

梅雨明け前から、梅雨明け後を思わせる暑さが続き、体調を崩しやすい気候が続いておりました。暑さ対策として、日傘を差したり、適宜、水分補給をしたり、空調を有効に活用するなどいろいろ試しました。

中央試験場の建設工事を行っている作業員の方々には、この暑い中での作業に頭が下がります。よく倒れないで作業をされているなど感心します。さすがプロですね。

さて、今月号では、札幌市消防局長の村井広樹様には巻頭のことばを、大阪市消防局予防部からは「令和4年中の規制対象物における火災発生状況（その1）」を、消防庁消防研究センターからは「第

71回全国消防技術者会議の開催について（ご案内）」をご寄稿いただき、誠にありがとうございます。

9月号では、名古屋市消防局長の半田修広様には巻頭のことばを、大阪市消防局予防部からは「令和4年中の規制対象物における火災発生状況（その2）」を、全国消防協会からは「住宅用防災警報器の作動状況等に関する調査報告について」を、当協会からは「令和5年度予防技術講習会の開催結果について」「Fire Safety & Rescue VIETNAM 2023への出展を終えて」などを掲載する予定です。

7月号の編集後記で札幌市消防局長 村井広樹様のお名前を間違えて掲載してしまいました。

読者の皆様ならびに関係者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

## 検定協会からのお願い

検定協会では、消防用機械器具等について検定及び受託評価を行い、性能の確保に努めているところですが、さらに検定及び受託評価方法を改善するため、次の情報を収集しています。心あたりがございましたら、ご一報下さいますようお願いいたします。

(1) 消防用機械器具等の不動作、破損等、性能上のトラブル例

(2) 消防用機械器具等の使用例（成功例又は失敗例）

連絡先 東京都調布市深大寺東町 4-35-16  
日本消防検定協会 企画研究課  
電話 0422-44-8471（直通）  
E-mail  
<kikenka@jfeii.or.jp>

発行 日本消防検定協会

<http://www.jfeii.or.jp>

-  本 所 〒182-0012 東京都調布市深大寺東町 4-35-16  
TEL 0422-44-7471(代) FAX 0422-47-3991
-  大 阪 支 所 〒530-0057 大阪市北区曽根崎 2-12-7 清和梅田ビル 4 階  
TEL 06-6363-7471(代) FAX 06-6363-7475
-  虎ノ門事務所 〒105-0021 東京都港区東新橋1-1-19 ヤクルト本社ビル16階  
TEL 03-5962-8901 FAX 03-5962-8905

検定協会だよりはホームページでもご覧になれます。

当該刊行物にご意見・ご要望・ご投稿がありましたら、本所の企画研究部情報管理課検定協会だより事務局までお問い合わせください。  
e-mail : kikaku@jfeii.or.jp 専用 FAX 0422-44-8415



日本消防検定協会